

徳島県告示第百三十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和四年三月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜九九番地	令和七年一月三十一日
美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井一〇五番地一	同 二月二十八日
地方独立行政法人徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三三番	同 三月三十一日